

県立学校版
新型コロナウイルス感染防止対策
ガイドライン
Ver.5

緊急事態宣言に伴う教育関係の対応

【県立学校における学校運営基本方針】

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

令和3年1月13日
埼玉県教育委員会

目 次

<u>I 感染症対策の徹底について</u>	3
1 児童生徒等への指導	
2 校内の環境衛生管理	
3 組織体制の整備	
<u>II 授業の遅れに対する学習保障について</u>	10
1 今後の学校全体及び学年単位の臨時休業等における授業時数の確保	
2 家庭学習による学習保障	
3 学習指導員の活用	
4 オンライン学習の活用	
<u>III-1 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）</u>	14
1 登下校	
2 各教科等の指導	
3 昼食	
4 休み時間・放課後	
5 図書館	
6 清掃活動	
7 学校行事	
8 部活動	
9 身体測定・健康診断	
10 学校説明会等の中高連携	
<u>III-2 教育活動上の留意点について（特別支援学校）</u>	23
1 登下校	
2 各教科等の指導	
3 給食	
4 休み時間・放課後	
5 清掃活動	
6 進路指導	
7 学校行事	
8 訪問教育	
9 医療的ケア	
10 寄宿舎の指導	

11	教育支援プラン	
12	支援籍、交流及び共同学習	
13	身体測定・健康診断	
14	部活動	
15	学校公開	
16	就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会	
IV	<u>進路指導（進学・就職）について（高等学校）</u>	35
1	共通の留意点	
2	進学指導の留意点	
3	就職指導の留意点	
V	<u>心のケア等に関することについて</u>	37
1	心のケア	
2	陽性者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ	
3	児童虐待への対応	
VI	<u>教職員の勤務・サービス、健康管理について</u>	41
1	教職員の勤務・サービス	
2	教職員の健康管理	
VII	<u>家計が急変した世帯への就学支援について</u>	42
VIII	<u>陽性者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について</u>	43
1	新型コロナウイルス感染者発生時の対応	
2	臨時休業を検討する際の判断要件	
3	濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）	
4	学校保健安全法第19条に基づく出席停止を行った際の報告区分	
IX	<u>臨時休業の考え方について</u>	44
1	基本的事項	
2	児童生徒の出席停止等	
3	学校の臨時休業	
4	臨時休業から休業解除までの対応手順	
5	保護者への事前の周知	

I 感染症対策の徹底について

1 児童生徒等への指導

【保健体育課①・福利課】

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020. 12. 3 Ver. 5)第2章「学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」を参照

- * 冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要がある。引き続き、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めるようにすること。
- * 室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。
- * 高等学校においては、生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう指導すること。

(1) 基本的な感染症対策の実施

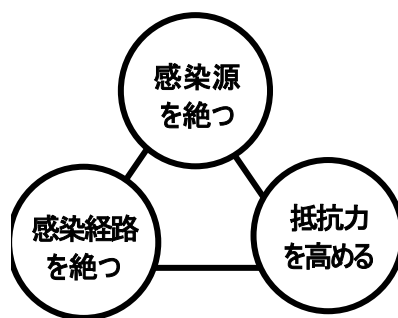
ア 感染症対策のポイント

感染源を絶つ行動

- ◎発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等は、自宅で休養（出席停止）
- ◎家庭と連携した健康観察
- ◎学校に入る前の検温 等

4つの徹底

- ◎手洗い
- ◎咳エチケット（マスクの着用）
- ◎換気
- ◎清掃により清潔を保つ



規則正しい生活

- ◎十分な睡眠
- ◎適度な運動
- ◎バランスの取れた食事 等

イ 登校の判断

- (ア) 事前に家庭に周知（確認）をし、保護者の理解と協力を得ておくこと
- 発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となる。
 - 登校前に検温・健康観察を行う。健康状態が確認できない場合は、学校で検温及び健康観察を実施する。
 - 登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ（早退）、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する（出

席停止)。

- d 早退等緊急時の保護者連絡先及び早退方法を確認しておく。(可能な限り、公共交通機関の利用を避ける。)
- e 同居の家族の健康状態の確認及び、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないよう協力を依頼する。(出席停止)

(イ) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者の事情をよく伺い、学校の感染症対策について説明する。その上で、保護者の考えに合理的な理由があると判断する場合は、欠席としない(出席停止)などの柔軟な取扱いを検討する。

なお、この理由による保健体育課への報告は不要である。(38 ページ参照)

(ウ) 発熱等の風邪症状で登校できなかった生徒の登校再開の判断

- a かかりつけ医等、医師の診断に基づき、登校の可否について判断する。
- b ただし、一時的な発熱等の後、他に症状もないような場合は、学校医に相談し、登校の可否について判断する。
- c 当該児童生徒がPCR検査等を受け陰性となった場合、保健所等からの助言を踏まえ、登校の可否について判断する。

◇文部科学省ホームページ「教育活動の実施等に関するQ&A[1月8日更新]

②感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応に間すること 問1、問2 参照

ウ 学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5) P23 参照

◆厚生労働省ホームページから

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※ 症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

◆体調不良者への対応具体例

- 体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行う。
- 教職員は、毎時間ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努める。

- 体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認する。
- 生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- 応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたる。(必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討する。)

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア マスクの着用

(ア) 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、マスクを着用する。
ただし、次の場合には、マスクの着用について弾力的に対応する。

- a 十分な身体的距離（1 m以上）が確保できる場合
- b 気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日
 - * 熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため
- c 体育の授業（15ページ参照）
 - * 体育の授業において、身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際は、可能な限りマスクを着用すること。

(イ) 特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクを着用させる。

※ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

◆（参考）フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされている。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5) P41～42 参照

イ 「3つの密」の回避の徹底

(ア) 換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ **換気の徹底** (常時換気)

a 気候上可能な限り、常時、対角の窓を同時に開ける

※ 常時換気の場合、全ての窓を全開とするより、対角の窓・戸を開けることが有効。

※ 開ける幅は、二酸化炭素濃度が常時 1500ppm 以下であることを指標とするなど、その教室にあった開け幅を検討する。

※ 難しい場合は 30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。

b エアコン・暖房の使用時も換気を行う

c 環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ

d 室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導する

※ 学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

◆ (参考) 機器による二酸化炭素濃度の計測

○ 適切な換気ができているかの確認するため、二酸化炭素濃度を指標とする方法がある。

○ 学校環境衛生基準では、1500ppm 以下であることが規定されている。

○ 温度・湿度が確保されつつ適切な換気を行われているかを定期的を確認する

○ 昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をする。

※ 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店の場合には、1000ppm 以下が望ましいとされている。

(イ) 多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離の確保

※ 1 mを目安に最大限の間隔をとること。マスクの着用と換気の徹底を組み合わせる行うこと。

a 不必要な身体接触を避ける

(握手や手つなぎ、ハイタッチ等)

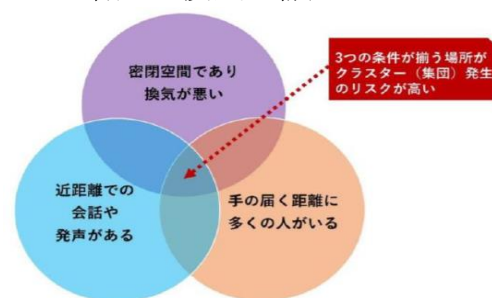
b 並び方や座席の配置等を工夫

c 学年集会などにおいても、身体的距離を確保する

(広いスペースが確保できる場所)

(ウ) 近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

a 授業時や昼食時は、対面にならないようにする



集団発生のリスクを高めること(3密)を避ける
* 1つ1つの条件が発生しないように。

- b 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定める
- c 来校者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

ウ 手洗いの徹底

流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

(ア) 手洗いのタイミング

⇒ 登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食（昼食）の前後、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、掃除の後、共有の物を触ったとき 等

(イ) 手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない

(ウ) 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いる。

（基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。）

※ 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

(3) 重症化リスクの高い児童生徒等への対応

ア 医療的ケアを必要とする、又は基礎疾患等がある児童生徒等

(ア) 医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行う。その際、学校での受け入れ態勢も含め、学校医にも相談する。

(イ) 基礎疾患等がある児童生徒等

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断を行う。

イ 登校すべきでないと判断された場合の出欠の取扱い

主治医等の見解により、登校すべきでないと判断された場合、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

2 校内の環境衛生管理

【保健体育課①】

(1) 清掃・消毒

消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「ア 普段の清掃・消毒のポイントについて」を参考としつつ過度な消毒とならないようにする。

ア 普段の清掃・消毒のポイントについて

- (ア) 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- (イ) 床は、通常のコソバ活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
 - ※ 特別支援学校等で、児童生徒を床やカーペットに寝かせる必要がある場合などは、日常のコソバに加え、必要に応じて入念な清掃・消毒を行うことも考えられる。
- (ウ) 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ない。
 - ※ 衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- (エ) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
 - また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- (オ) トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコソバ活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- (カ) 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行う。

イ 消毒の方法等について

- (ア) 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。
- (イ) 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らない。
- (ウ) 換気を十分に行う。
- (エ) 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。

ウ 感染者が発生した場合の消毒について

- (ア) 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。
 - その際、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにする。
- (イ) トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒する。
- (ウ) 特別な場合を除き、業者を入れて施設全体の消毒を行う必要はない。

(2) 校舎内のゾーニング

- ア 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法(左側通行など)を定めること。
- イ 検温等を未実施の児童生徒には健康観察を実施し、検温及び健康観察を行う場所は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- ウ 体調不良者の使用するトイレは、専用とすることが望ましい。

◆保健室について

- 保健室は、体調不良者のほか、外科的な応急処置、健康相談、保健指導等を行う場である。保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒・教職員の対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- 専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーティションで区切る・入口を分けるなどして対応を行う(ゾーニング)。
- 健康相談・保健指導は時間を指定して実施することも検討する。

(3) 来校者への対応

- ア 来校者に対しては、必ず窓口である事務室で氏名や来校時間、連絡先等を記入させること。
- イ 来校者の待機場所は、身体的距離を確保できるよう工夫をすること。
- ウ 主に事務室の対応となるため、次に示す例を参考に検討すること。

◆事務室の工夫例

- 飛沫感染防止のため、カウンターをビニールシート等で仕切る。
- 事務職員はマスク着用で対応する。
- 来校者が利用できるよう、窓口に手指用消毒液を用意する。
- 窓口カウンターを、定期的に消毒する。 等

3 組織体制の整備

【保健体育課①】

- (1) 教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を確認しておくこと。
- (2) 学校医及び学校薬剤師と連携した体制を整えること。

II 授業の遅れに対する学習保障について

通常登校後、休業期間において失われた授業時数の少なくとも半数の授業時数を確保しているところであるが、特に今後、学校全体や学年単位で臨時休業（以下「臨時休業等」という。）が行われた場合は、学習保障の観点から、各学校の状況や学校が課した家庭学習等の状況を踏まえ、長期休業の短縮、学校行事等の精選、時間割編成の工夫、土曜日授業の実施等により、授業時数を可能な限り回復すること。

また、学級閉鎖や一部の生徒が出席停止になった場合、他の学級や生徒との間で学習の遅れが生じることがないようにすること。

なお、特別支援学校については各学校の状況や児童生徒の障害の状況を踏まえて対応すること。併せて児童生徒の健康面にも十分配慮すること。

I C Tを積極的に活用した学習における組織体制づくりに校内全体で取り組み、臨時休業中に取り組んできたI C Tによる家庭における学習支援を継続し、必要に応じて総合教育センターの動画配信の技術支援を有効に活用すること。

1 今後の学校全体及び学年単位の臨時休業等における授業時数の確保

【高校教育指導課①・県立学校人事課・特別支援教育課】

(1) 時間割編成の工夫による確保

期末考査後等における授業の実施について検討すること。

(2) 各種学校行事等の延期・中止による確保

ア 文化祭や球技大会の中止等を検討すること。

イ 開校記念日における授業の実施について検討すること。実施する場合は、平成27年1月6日付け教県第962号に基づき、「休業日における授業実施承認願及び臨時休業承認願」を県立学校人事課学事担当宛てに電子メールで提出すること。

(3) 長期休業の短縮による確保

ア 令和2年4月28日付け教県第45号に基づき報告した長期休業日について、更に変更がある場合は、県立学校人事課学事担当まで報告すること。

(4) 土曜授業の実施による確保

ア 実施を希望する学校は、令和元年11月5日付け教高指第1706号「県立高校における土曜日の授業の実施について（通知）」を参照し、申請すること。

イ 勤務の振替については、原則同一週とするが、それにより難しい場合は、勤務した日の前4週後16週の中で確実にを行うこと。

ウ 新たな予算措置等の必要が生じる場合は、事前に県立学校人事課教員人事担当に相談すること。

エ 土曜授業は、保護者、中学生等に、平素の教育活動を広く公開することを趣

旨に導入された施策であるが、今年度については、「3密」を回避するため、授業公開については弾力的な運用を行うものとする。

2 家庭学習による学習保障

【高校教育指導課①②】

県立学校の関係者に新型コロナウイルス陽性者が発生するなど、県内外の感染状況をみると、今後は臨時休業等に伴い登校できない生徒の学びを止めない校内体制の確立が急務となる。

各学校の状況により、準備する内容や計画は異なるが、陽性者が確認された場合を想定し、下記の点に留意すること。

- (1) 休業中の生徒に学習保障を行うため、学習課題等を課す手段を確認し、周知すること。
- (2) 学習課題については、指導計画等を踏まえ、教科書に基づくものとなるよう工夫すること。
- (3) 特定の分掌や個人に過度な負担がかからないよう、組織的に役割を分担すること。
- (4) 学校全体や学年単位での臨時休業の他、学級閉鎖や一部の生徒が出席停止になるなど、様々な状況があることを想定し、ICTの活用等、学習の方法を検討しておくこと。
- (5) 該当生徒の学習に遅れが生じないように、授業で使用するプリントや授業の動画、画像（板書計画）等を提供したり、現在あるICT環境を最大限活用し、動画配信や双方向型オンラインシステムを活用したりすることを準備しておくこと。
- (6) オンライン学習推進のための訪問支援（高校教育指導課・総合教育センター）を各学校の必要に応じ積極的に活用すること。（詳細は教高指第733号参照）
- (7) インターネットにアクセスできる環境がない家庭については、LTEタブレット等を貸し出す準備をしておくこと。（詳細は令和2年8月11日付け事務連絡参照）
- (8) 登校再開後に学習の定着が不十分である場合には、補習や追加の家庭学習を適切に課すこと。
- (9) 臨時休業等が行われた場合の留意点について、次のページに「チェックリスト」としてまとめたので、参考にすること。

【参考】

学習保障に関するチェックリスト

- 1 必要な臨時休業等の期間や濃厚接触者及びPCR等検査対象者を確認したか。
- 2 登校できない生徒の実施できない教科・科目の授業時数を確認したか。
- 3 家庭学習に必要な教材等が手元に揃っていることを確認したか。
- 4 生徒のICT環境の状況に応じ、インターネットにアクセスできる環境がない家庭については、タブレット等を貸出する手配を検討したか。
- 5 課題の内容は指導計画を踏まえ、教科書及びそれと併用できる教材に基づいたものになっているか。
- 6 授業で使用するプリントや授業等の動画や画像等の活用を検討したか。
- 7 オンライン学習推進のための訪問支援（高校教育指導課・総合教育センター）の活用を検討したか。
- 8 課題の提出方法や提出期限について確認したか。（インターネットの活用等）
- 9 提出された課題の評価への反映について確認したか。
- 10 学習の定着が不十分である場合、登校再開後に補習や追加の家庭学習を適切に課したか。
- 11（学校全体、学年単位を臨時休業にする場合）実施できなかった授業時数を確認し、様々な工夫により、授業時数を可能な限り確保したか。
- 12（学級単位、部活動など学年や学級を越え複数人が登校できない場合）他の学級や生徒との間で学習の遅れが生じることがないように、課題や授業動画配信、双方向オンラインシステムを活用した授業等を行っているか。

- ◇令和2年4月6日付け教高指第78号「県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る学校休業期間中の学習保障（動画配信）について（通知）」
- ◇令和2年4月13日付け教高指第130号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の学習指導について（通知）」
- ◇令和2年4月23日付け教高指第216号「新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の臨時休業への対応について（通知）」
- ◇令和2年6月18日付け教高指第483号「『県立学校版 通常登校に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）Ver. 2』等の送付について（通知）」別添資料「学びの保障」総合対策パッケージ
- ◇令和2年7月20日付け教高指第733号「臨時休業等に備えた家庭における学習保障の取組について」
- ◇令和2年8月11日付け事務連絡「県立学校のICT環境整備について（通知）」
- ◇令和2年12月2日付け教高指第1596号「『県立高校版ICT教育ガイドライン』の送付について」

3 学習指導員の活用

【高校教育指導課①】

- (1) 県に提出した「学習指導員配置計画書」に基づき、教員を補助して生徒への学習支援を行う学習指導員を活用すること。
- (2) 学習指導員の主たる業務内容は、授業や補習の補助、個別指導、家庭学習課題の提出物の確認・添削等とする。ただし、単独で授業を担当することはできない点に留意すること。
- (3) 感染症対策を兼ねて消毒等の作業を依頼する場合は、学習指導員の了解を得ること。
- (4) 学習指導員の活用が終了した学校は、活用報告書等を提出すること。

◇令和2年7月6日付け教高指第502号「令和2年度学習指導員の配置について（通知）」
◇令和2年7月16日付け教高指第633号「令和2年度学習指導員の配置に係る補足事項について（通知）」

4 オンライン学習の活用

今後、分散登校等を想定し、感染状況に応じて登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるよう、各学校においてはオンライン学習等の準備を進めること。また、対面で実施する授業や家庭学習についてもオンライン学習を各学校のICT環境等に応じて実施すること。

◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

Ⅲ-1 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）

1 登下校

【高校教育指導課①】

- (1) 公共交通機関を利用する際、マスクを着用し、会話を控えるよう指導すること。
- (2) 登下校後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うよう指導すること。
- (3) 家庭、地域、関係機関（警察等）との連携・協力による登下校指導や、交通安全指導の実施を検討すること。
- (4) 緊急事態宣言期間中、電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、生徒の通学方法等、学校の実情に応じて、始業時刻の繰り下げを行うこと。
また、始業時刻の繰り下げを行った場合は、必要に応じて短縮授業を行うこと。
- (5) 登下校時は飲食等をせずに速やかに移動するよう指導すること。

◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

2 各教科等の指導

【高校教育指導課①③・保健体育課②】

(1) 全体に関する内容

- ア 「接触」「密集」を避けるとともに、「近距離での活動」「向かい合っでの発声」についても、特に必要な場合以外は控えること。
- イ グループや少人数等による話し合い活動は、必ずマスクを着用させるとともに、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行うこと。
- ウ 屋内で活動する際には換気を徹底すること。
- エ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒したり、使用する前後で手洗いを徹底するよう指導すること。
- オ 外部の専門家等による講義などについては、実施形態や実施時期を考慮するとともに、講師の健康状態の把握や感染防止対策を行うこと。
- カ 各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないこと。

(2) 個別の教科・科目実施上の留意点

- ア 理科：実験は演示や動画の視聴に替えるなど工夫すること。
- イ 家庭：調理実習は実施しないこと。
- ウ 音楽：歌唱や管楽器等を使う活動は実施しないこと。

◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

◇令和3年1月8日付け教高指第1838号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校、高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

エ 保健体育：

- (ア) 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。
- (イ) 生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。
- (ウ) 生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。
- (エ) 「生徒同士が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は感染防止の観点から、実施しないこと。
- (オ) 生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動について、適宜見直すこと。
- (カ) 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。また、特定の少人数（2～3人程度）での活動を実施する際は、十分な距離を空けて行うこと。
- (キ) 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5) 参照

◇令和3年1月8日付け教高指第1838号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校、高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

- (ク) 領域ごとの指導内容については、令和2年5月20日付け教保体第236号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」及び令和2年10月8日付け教保体第776号「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」を参照すること。
- (ケ) 体育の授業において、身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際は、可能な限りマスクを着用すること。
- (コ) 生徒自身が、感染防止の観点から、マスクを着用することに対して、否定しないこと。

◇令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

- (サ) 水泳については、更衣室を一斉に利用させないことやプールサイド・プール内で生徒の間隔を2m以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。なお、生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度の取扱いを控えること。

◇令和2年5月22日付け教保体第255号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（通知）」を参照

- (シ) 可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。

- (ス) 授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。
- (セ) 中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。
- (ソ) 感染の不安から実技を行うことを希望しない生徒については、無理に行わせないこと。

(3) 専門教科等実施上の留意点

【高校教育指導課③】

普通科や総合学科における「主として専門学科において開設される科目（フードデザイン等）」については、上記「2（2）個別の教科・科目実施上の留意点」に従うこと。

- ア 専門教科等においては、実習等が比較的多いことから、そうした実習等を行う場合は、換気や衛生管理を適切に行い、多くの生徒が密集しないように配慮すること。
- イ 食品製造実習については、健康観察や換気及びマスクの着用、機器の消毒等の衛生管理、生徒間の距離を保つなどの対策を徹底すること。

【参 考】

「食品産業事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-24.pdf

農業事業者・漁業事業者向け

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

◇令和2年9月7日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（一部更新）」

(4) 学習評価

ア 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、生徒が家庭等で取り組んだプリントやICTを活用した学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映できるよう工夫すること。

イ 各学期の評価

臨時休業等により登校できない期間の家庭学習や登校再開後の学習の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価すること。

(5) 各学年の課程の修了及び卒業の認定等

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にあった生徒について、単位の履修と修得、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

◇令和2年4月13日付け教高指第130号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の学習指導について（通知）」

◇令和2年6月18日付け教高指第483号「『県立学校版 通常登校に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策 Ver. 2）』等の送付について（通知）」別添資料
新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

3 昼食 【保健体育課①・高校教育指導課①】

- (1) 食事前後の流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (2) 飛沫が飛び散らないような座席の配置（対面にならない等）を指導すること。
- (3) 配膳・食事中は会話を控えるよう指導すること。
- (4) 食事後の歓談の際は、必ずマスクを着用すること。
- (5) 食堂等の衛生管理を徹底すること。

◇令和3年1月6日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

4 休み時間・放課後 【高校教育指導課①・保健体育課①】

- (1) 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。
- (2) 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。
- (3) 外から教室に入るときやトイレの後などに流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (4) 会話をする際は一定距離を保ち、互いの体が接触するような行動は行わせない。

5 図書館 【高校教育指導課①】

- (1) 利用前後には、流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (2) 生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫し、密集させないよう配慮すること。

6 清掃活動（7～8ページ参照） 【保健体育課①・高校教育指導課①】

- (1) 換気の良い状況で、マスクをした上で行うこと。
- (2) 短時間で終了できるように工夫すること。
- (3) 終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。
- (4) 体調不良者用の部屋及びトイレは、生徒には清掃させないこと。

7 学校行事 【高校教育指導課①・保健体育課②】

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事やそれに関するLHR指導は、生徒の人格形成や主権者教育の推進を図る上で重要な意義があり、「心のケア」を図る上でも生徒同士の人間関係づくりは大切な取り組みであることを踏まえ、創意工夫すること。

(1) 全校集会や学年集会等

緊急事態宣言期間中は、生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事等は中止すること。

ア 換気の悪い密閉空間は避けること。：換気の徹底（こまめに換気）

イ 多くの人が密集する場所を作らないこと。：身体的距離の確保（1 mを目安に最大限の間隔をとること）

ウ 近距離での会話や発声などの密接場面を作らないこと。

(2) 卒業式や入学式等

ア 参加者の座席の間隔については、少なくとも1席分のスペースを空けること。

イ 感染防止対策を徹底すること。（マスクの着用や会場の換気等）

ウ 発熱等の風邪症状がみられる場合、家庭内に体調不良者がいる場合には参加をしないよう徹底すること。

エ 保護者等が参加する場合については、密集を回避する措置（時間差での受付や動線の確保等）や座席の指定等の対応を検討すること。

◇令和2年12月16日付け教高指第1722号「令和2年度卒業式における対応について(通知)」

(3) 遠足など、泊を伴わない校外行事

目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断すること。

(4) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

次の点を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断すること。

- 目的地等の状況
- 現地の医療体制等
- 生徒の心情等
- 実施時期

ア 「修学旅行等のキャンセルに伴う保護者負担軽減事業」の詳細については、令和2年9月28日付け教高指第1140号を参照すること。

イ 実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。

◇令和2年7月1日付け事務連絡「修学旅行の相談窓口の設置及びGo Toトラベル事業の活用について」

◇令和2年7月10日付け教高指第554号「修学旅行等に係るキャンセル料について(通知)」

◇令和2年8月11日付け教高指第858号「令和2年度修学旅行の実施時期等について(通知)」

- ◇令和2年9月3日付け事務連絡「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」について
- ◇令和2年9月28日付け教高指第1140号「埼玉県立学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料補助金交付要綱等について（通知）」
- ◇令和2年10月5日付け事務連絡「修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について」
- ◇令和2年10月16日付け事務連絡「修学旅行等の学校行事におけるバスの利用について」
- ◇令和2年1月7日教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について」

8 部活動

【保健体育課②・高校教育指導課①】

(1) 緊急事態宣言中の対応について

- ア 部活動を原則中止すること。
- イ 対外運動競技大会等（該当する大会等については、下記文書を参照）に出場する場合は、その日から起算して14日前からの活動について、制限するものではない。
- ウ 上記イにより活動する場合であっても、県の部活動方針を厳守の上、他校との合同練習や練習試合等を行わないこと。ただし、大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。
- エ 部活動終了後に、生徒同士で食事等をするのがないよう特に指導を徹底すること。

- ◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

(2) 基本的な考え方

「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（平成30年7月13日付け教保体第724号通知）及び各校の「学校の部活動に係る活動方針」並びに各中央競技団体の方針等を踏まえ、感染防止や熱中症等の事故防止対策を徹底した上での活動とすること。

(3) 感染予防対策

- ア 当日の朝及び活動時の健康観察を徹底すること。
（健康観察カード等を活用すること）
- イ 手洗い、咳エチケットを徹底すること。
- ウ 飛沫・接触感染防止対策としてタオルの共用を避けること。
（例えば、バンダナ等の使用やこまめな洗顔等による飛沫・接触感染防止対策を講じること）
- エ 練習内容として、対面や接触を避ける工夫をすること。
- オ 大声での活動が考えられる場合は、マスク等の着用及び身体的距離を通常以上に確保すること。

カ 部室の使用については、原則として更衣及び用具の出し入れに限定するとともに、時間についても短時間の使用を徹底すること。

キ 用具等の共用は可能な限り避けること。ボール等を扱った際には、休憩時間ごとの手洗いを徹底すること。

ク 食事は、会話を控え適切な距離を確保すること。

ケ 活動終了後の手洗いと速やかな帰宅を徹底すること。

(4) 留意事項

ア 競技特性に応じた活動計画や内容について、管理職をはじめ、外部指導者や保護者と情報共有を行い、怪我等の事故防止を徹底すること。

イ **生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしないこと。**

ウ 練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守すること。

エ 万が一、新型コロナウイルス感染者が発生したり、熱中症など不測の事態が生じた場合には、適切かつ迅速に対応できるようにしておくこと。

オ その他の指導内容等について、本県の部活動の在り方に関する方針を遵守すること。

◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）**」

◇令和3年1月8日付け1838号「**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について**」

9 身体測定・健康診断

【保健体育課①】

◇文部科学省ホームページ「**教育活動に関する実施等に関するQ&A [8月20日更新]**」

①学校における感染症対策に関すること 問3 参照

(1) 学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施することとしている。

令和2年度の健康診断をまだ実施していない学校は、学校医等と相談し、感染防止に配慮した上で、令和2年度末日までに実施すること。

(2) 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。

(3) 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。

(4) 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

※ 体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

(5) 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【3密を避ける例】

- ・ 生徒及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ・ 部屋の適切な換気に努める。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施する。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒する。

(日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参照)

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

- ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
- ・ 事前に生徒、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
- ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
- ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
- ・ 生徒の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
- ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

- ・ 生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○ 事後の対応

- ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。
- ・ 会場の換気を十分に行う。

10 学校説明会等の中高連携

【高校教育指導課②】

緊急事態宣言期間中は、地域の感染状況や参加者の交通手段等を踏まえ、実施の可否について判断すること。

- (1) ホームページでの情報発信を積極的に活用すること。
- (2) 「3つの密」を避けるため、必要な対策を取り、縮小して実施すること。
- (3) 参加者には、事前の健康観察やマスクの着用など十分な感染症予防を依頼した上で実施すること。また、発熱等の症状がある場合は、参加を見合わせるようホームページ等で周知すること。
- (4) 緊急事態宣言期間中は部活動が原則中止とされているため、説明会の一環であっても部活動見学や体験等は行わないこと。
- (5) 各県立高校の学校説明会等の一覧を県立総合教育センターホームページに掲載したので、今後、中止や日程等に変更がある場合は、高校教育指導課学びの改革担当 (a6760-03@pref.saitama.lg.jp) まで連絡すること。
- (6) 学校の特色を紹介する機会をより一層確保するため、教育委員会ホームページ上に専用ページを開設し、学校の紹介動画を掲載する。掲載を希望する学校は、学校紹介動画を高校教育指導課学びの改革担当まで提出すること。

- | |
|--|
| <p>◇令和2年7月7日付け教高指第631号「令和2年度埼玉県公立高等学校学校説明会（見学会）・体験入学実施予定等一覧表について（通知）」</p> <p>◇令和2年8月28日付け教高指第958号「学校紹介サイト『もっと公立高校のことを知ってもらいたい』（仮称）の開設について（通知）」</p> <p>◇令和2年9月23日付け教高指第1073号「学校紹介サイト『埼玉県公立高校Web～夢の方向性に合う学校を探そう！～』の開設について（通知）」</p> |
|--|

Ⅲ-2 教育活動上の留意点について（特別支援学校）

【特別支援教育課・保健体育課①②】

1 登下校

(1) スクールバス

ア 運行業者への換気や消毒の依頼

運行業者に対し、県教育委員会よりマスクの着用、手洗い、うがいの励行、運行前後の車内消毒の徹底、安全面を確保した上での換気等の感染拡大防止対策を適切に実施するよう依頼している。

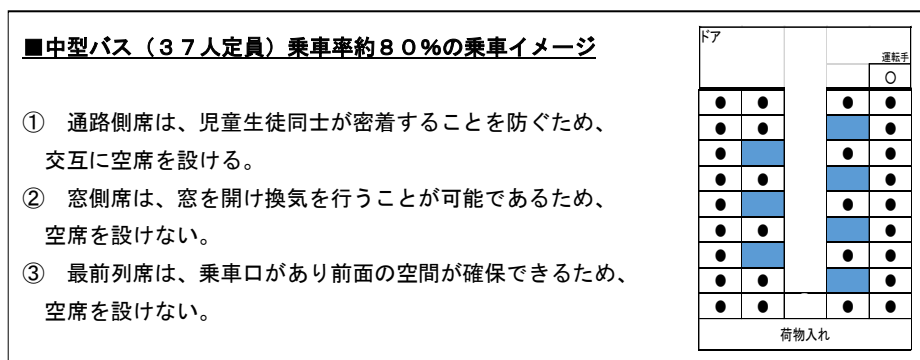
イ 特に学年閉鎖や一部臨時休業等になった場合は、乗車予定の児童生徒が変動するため、乗車する児童生徒の氏名を正確に運行業者へ連絡する。

ウ スクールバス乗車前には、あらためて健康観察を行うよう保護者に依頼する。

エ 乗車前に発熱等の体調不良がみられた場合は、スクールバスに乗車できないことについて、事前に保護者の理解を得ておく。

オ スクールバスの座席配置の工夫

乗車する児童生徒の実態を踏まえた上で、下記の図を参考に各バス便に乗車する児童生徒数を考慮し、可能な限り間隔を空けた座席配置を工夫する。スクールバスの増車が認められた学校は過密が緩和されるよう運行の工夫を検討する。



カ スクールバスの乗車に不安を感じる保護者については、保護者等による送迎についても柔軟に対応する。

キ スクールバス乗車中は、できるだけ会話を控える、マスク着用を促すなどの感染予防についてあらかじめ指導しておく。

ク 校門や昇降口等での密集が起こらないよう、例えば、安全面を確保した上でスクールバス到着・下車時刻を可能な範囲で分散させるなどの工夫をする。

(2) 時差通学

ア 当面の間、公共交通機関を利用する児童生徒の多い学校において、地域の公共交通機関の混雑の状況により通勤時間帯を避けた登校時間の設定もできるものとする。

ただし、緊急事態宣言期間中は、県立特別支援学校の職業学科及び高校内分校については、電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、生徒の通学方法等、学校の実情に応じて、始業時刻の繰り下げを行うこと。始業時間の繰り下げを実施した場合、必要に応じて短縮授業を行うこと。県立特別支援学校の職業学科及び高校内分校以外の県立特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域や学校の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。

◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

イ 家庭、地域、関係機関（警察、最寄り駅等）に対し、時差通学の実施や例えば通学時に周囲の物に触れる機会が多い視覚障害などの障害特性について情報提供を行う。これら関係機関等と連携・協力した登下校指導や、必要に応じて交通安全指導の実施を検討する。

（3）通常登校開始後の学校の居場所の確保

通常登校の開始により学校での居場所の確保としての受け入れについては終了とする。陽性者が判明又は濃厚接触者が特定されたことにより臨時休業を行った場合についても受け入れは行わない。

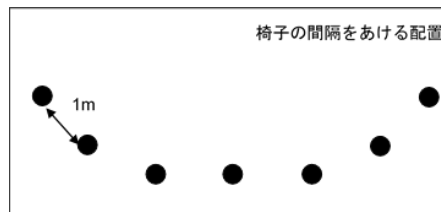
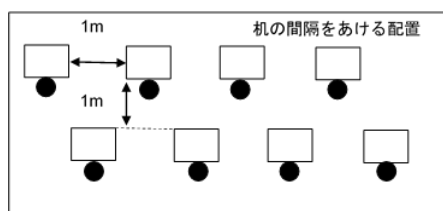
2 各教科等の指導

（1）全体に関する内容

ア 教員と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導などについて、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。

イ 教室内での身体的距離の確保

（ア）下の図を参考に可能な限り1mを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう座席配置を工夫する。



（イ）身体的距離を保てる人数での活動を基本とし、グループ等の活動においてもできる限りの少人数での活動とする。その他、密集や近距離での活動にならないよう配慮する。

ウ 可能な限り、常時2方向の窓を開放する。休み時間や放課後には、教室や廊

下等の窓を開放し十分な換気を行う。エアコン使用時も状況に応じて適宜換気を行う。

エ 教員・児童生徒は、障害の状況に応じて可能な限りマスクまたはフェイスシールドを着用する。指導上着用が困難な場合には、例えば透明なビニールや衝立などの活用を検討する。

オ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、使用する前後で手洗いを徹底させる。

カ 外部人材を活用する際には、検温や風邪症状など体調に関する健康の把握や感染防止対策を行うこと。

キ 各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点から、リスクの高い学習活動を行わないなど、単元の内容や順序を一部変更して行うなど工夫すること。

(2) 個別の教科等

ア 生活単元学習及び家庭等における調理実習について

実施にあたっては、飛沫が飛ぶことを防ぐ、一定の距離を保つ、長時間の密集状態を避ける、共用の教材・教具の使用前後の適切な消毒や手洗い、試食は可能な限り対面にならないようにするなど感染症対策を講じること。

ただし、緊急事態宣言期間中は、実施しないこと。

イ 音楽における歌唱や管楽器演奏について

実施にあたっては、飛沫が飛ぶことを防ぐ、近距離にならないよう一定の距離を保つ、向かい合わないよう配置する、長時間の密集状態を避ける、楽器や楽譜などの共用は避けると共に使用前後の適切な消毒や手洗いの実施、換気など感染症対策を講じること。

ただし、緊急事態宣言期間中は、実施しないこと。

◇令和2年12月9日付け教保体第999号「学校における感染防止対策の更なる徹底について（通知）」

◇令和2年12月11日付け教保体第1020号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

◇令和2年12月23日付け教特第568号「県立特別支援学校における感染防止対策について（通知）」

◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

ウ 保健体育について

(ア) 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

- (イ) 児童生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。
- (ウ) 児童生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。
- (エ) 「児童生徒同士が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は感染防止の観点から、実施しないこと。
- (オ) 児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動について、適宜見直すこと。
- (カ) 集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。また、特定の少人数（2～3人程度）での活動を実施する際は、十分な距離を空けて行うこと。
- (キ) 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5) 参照

◇令和3年1月8日付け教高指第1838号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校、高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

- (ク) 領域ごとの指導内容については、令和2年5月20日付け教保体第236号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」及び令和2年10月8日付け教保体第776号「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」を参照すること。
- (ケ) 体育の授業において、身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際は、可能な限りマスクを着用すること。
- (コ) 児童生徒が、感染防止の観点から、マスクを着用することに対して、否定しないこと。

◇令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

- (サ) プール指導については、高等学校等と比較してプールが狭小であることから、密集、密接な状況が生じるため、中止を検討すること。
 - (シ) 可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。
 - (ス) 授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。
 - (セ) 中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。
 - (ソ) 感染の不安から実技を行うことを希望しない児童生徒については、無理に行わせないこと。
- エ 専門教科及び作業学習

食品加工や清掃等の実習を実施する場合、感染症対策を講じた上で、衛生管理を徹底して実施する。また、外部の方を対象とした校内カフェ等を実施する

場合は、感染症対策を十分行い、その内容について例えば掲示するなどの周知をした上で実施すること。

ただし、緊急事態宣言期間中は、外部の方を対象とした活動を実施しないこと。

オ 自立活動

近距離での会話や発声等が必要な指導場面でマスクが使用できない場合や、教員と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う等の柔軟な対応を図る。

(3) 学部や学年閉鎖等を想定した準備

臨時休業等が行われることも想定し、各学校の状況や児童生徒の障害の状況を踏まえて、事前に児童生徒の家庭における学習を保障するための準備を整えること。

ア 家庭と連携し学習課題の配布等の手段を確認しておく。

イ 個別の指導計画等を踏まえた学習課題を作成する。

ウ これまで配信した動画を見直したり新規に作成したりするなど、学校と家庭との双方での活用を意識し、教材の充実を図る。その際、総合教育センターの「学びの準備体操」を積極的に活用する。

エ 特定の分掌や個人に過度な負担がかからないよう、組織的に役割を分担する。

3 給食

(1) 給食時の感染予防の徹底

ア 給食室で一堂に食事をすることは避け、教室等で食事をする。

イ 座席は対面にならないよう配置を工夫する。

ウ 食事指導は、児童生徒の正面ではなく横から行うようにする。児童生徒の実態によりやむを得ず対面な配置となる場合は、フェイスシールドやエプロン、使い捨て手袋を活用するなど、飛沫による感染予防のための措置を講じること。

エ 教員による配膳を行うことを基本とするが、児童生徒が配膳を行う場合は、感染症対策を十分講じると共に保護者の理解を得た上で実施すること。

オ 配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを事前に点検する。

カ 可能な限り会話を控えるよう指導する。

キ 食事前後の手洗い指導を徹底する。

(2) 今後、学年閉鎖や一部臨時休業になった場合は、児童生徒数の変動により食料量が変動するため業者への連絡について、遺漏のないようにすること。

(3) 調理従事者の健康管理や、調理場の衛生管理を徹底する。

4 休み時間・放課後

- (1) 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。
- (2) 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かないよう指導すること。
- (3) 外から教室に入るときやトイレの後などに手洗いを徹底させること。

5 清掃活動 (7～8 ページ参照)

- (1) 換気の良い状況で、マスクをした上で行うこと。
- (2) 短時間で終了できるように工夫すること。
- (3) 終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。
- (4) 体調不良者用の部屋及びトイレは、児童生徒には清掃させないこと。

6 進路指導

- (1) 産業現場等における実習は、感染予防の観点から学校再開後、高等部3年生及び専攻科の進路先決定に必要な生徒について優先的に実施する。実施において、不安を感じる保護者に対しては、事前の説明を丁寧に行い、意向を十分に踏まえた上で実施する。
- (2) 緊急事態宣言期間中の産業現場等における実習は、進路先決定のために必要な高等部3年生及び専攻科の生徒に限り実施し、中学部及び高等部1・2年生の産業現場等における実習については実施しないこと。

◇令和2年6月2日付け事務連絡「産業現場等における実習」の実施に伴う感染症対策の徹底について」

◇令和3年1月8日付け事務連絡「緊急事態宣言に伴う「産業現場等における実習」の実施について」

7 学校行事

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事は児童生徒にとって重要であることから、学習活動上必要な学校行事の実施については以下のことを踏まえて検討すること。

(1) 文化祭・運動会

ア 児童生徒が密集して長時間活動することとなるため、感染防止の観点から中止を検討すること。

イ 児童生徒の学習活動上、必要な場合には十分な感染防止対策を行った上で、少人数による学習成果の発表の授業などを検討する。

(2) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

次の点を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断すること。

- 目的地等の状況

- 現地の医療体制等
- 生徒の心情等
- 実施時期

ア 「修学旅行等のキャンセルに伴う保護者負担軽減事業」の詳細については、令和2年9月28日付け教高指第1140号を参照すること。

イ 実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。

- ◇令和2年7月2日付け事務連絡「修学旅行の相談窓口の設置及びGo Toトラベル事業の活用について」
- ◇令和2年7月10日付け教高指第554号「修学旅行等に係るキャンセル料について（通知）」
- ◇令和2年8月17日付け教特第319号「令和2年度修学旅行の実施時期等について（通知）」
- ◇令和2年9月3日付け事務連絡「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」について
- ◇令和2年9月28日付け教高指第1140号「埼玉県立学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料補助金交付要綱等について（通知）」
- ◇令和2年10月5日付け事務連絡「修学旅行等の実施に向けた最大限の配慮について」
- ◇令和2年10月15日付け事務連絡「修学旅行等の学校業におけるバスの利用について」
- ◇令和2年1月7日教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について」

(3) 社会体験学習など、泊を伴わない校外行事

実施する場合においても、行事の目的、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

(4) 卒業式、入学式等

下記ア～エに留意し、各学校の実情に応じて実施すること。

ア 座席の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること。

イ 障害の状況に応じて可能な限りマスクの着用や会場の換気等、必要な感染予防対策を徹底すること。

ウ 発熱等の風邪症状がみられる場合、家庭内に体調不良者がいる場合には参加をしないよう徹底すること。

エ 保護者、在校生等が参加する場合については密集を回避する措置や座席の配置の工夫等の対応を検討すること。

- ◇令和2年12月18日付け教特第550号「令和2年度卒業式等における対応について（通知）」

8 訪問教育

- (1) 呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高いことから、保護者と十分に相談し、地域の感染状況や、主治医の見解を保護者に確認し、児童生徒の状態等に基づき個別に実施について判断のうえ、感染症予防対策を十分行った上で実施すること。
- (2) 訪問すべきでないとは判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

9 医療的ケア

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高い者も含まれていることから、主治医の見解を保護者に確認の上、地域の感染状況を踏まえ、個別に登校の判断をする。
- (2) 4月以降の登校状況などを踏まえ、児童生徒の状況を確認すると共に保護者との共通理解を図りながら、医療的ケアを段階的に進めていく。
- (3) 登校すべきでないとは判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

◇令和2年6月23日付け事務連絡「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」参照

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.5 Ver.5) 参照 p44 参照

10 寄宿舎の指導

- (1) 寄宿舎内での活動の3密な状況を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用などにより環境衛生管理を徹底する。
- (2) 十分な睡眠がとれるようにし、朝夕の検温等の健康観察を行うなど健康管理を徹底する。
- (3) 寄宿舎の利用人数を段階的に増やしていく際には、これまでの利用状況や個別の事情を把握し、十分配慮した上で調整していくこと。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.5 Ver.5) 参照 p67 参照

11 教育支援プラン

- (1) 学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、教育支援プランの精査や見直しを行う。特に、新入学の児童生徒等について、個別の指導計画等を作成していない場合は、保護者等と連携して実態を把握のうえ作成する。
- (2) **令和2年度については**、教育支援プランの作成時の目標に対する評価を3月に行うよう年間のスケジュールを見直すことについて保護者の理解を得ること。なお、作成後は保護者と連携を図り、随時進捗状況を伝えるよう努める。

12 支援籍、交流及び共同学習

- (1) **支援籍の実施に当たっては**、市町村毎で学校の再開状況が異なることにも十分留意し、計画を作成すること。
- (2) 交流及び共同学習の実施にあたっては、支援籍と同様に対応する。当面の間、交流会についてはICTを活用した交流方法の工夫などを検討した上で、直接集まらずに実施することが難しい場合は中止を検討する。

13 身体測定・健康診断

【保健体育課①】

◇文部科学省ホームページ「教育活動に関する実施等に関するQ&A[1月8日更新]」

①学校における感染症対策に関すること 問3 参照

- (1) 学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施することとしている。
令和2年度の健康診断をまだ実施していない学校は、学校医等と相談し、感染防止に配慮した上で、令和2年度末日までに実施すること。
- (2) 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (3) 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。
- (4) 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

※ 体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるので、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

- (5) 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【3密を避ける例】

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。

- ・ 部屋の適切な換気に努める。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒。

(日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」から)

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

- ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
- ・ 事前に児童生徒等、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
- ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
- ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
- ・ 児童生徒等の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
- ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

- ・ 児童生徒等及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○ 事後の対応

- ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。

14 部活動

(1) 緊急事態宣言中の対応について

ア 部活動を原則中止すること。

イ 対外運動競技大会等(該当する大会等については、下記文書を参照)に出場する場合は、その日から起算して14日前からの活動について、制限するものではない。

ウ 上記イにより活動する場合であっても、県の部活動方針を厳守の上、他校との合同練習や練習試合等を行わないこと。ただし、大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。

エ 部活動終了後に、生徒同士で食事等をすることがないよう特に指導を徹底すること。

◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

(2) 基本的な考え方

「埼玉県の一部活動の在り方に関する方針」（平成30年7月13日付け教保体第724号通知）及び各校の「学校の部活動に係る活動方針」並びに各中央競技団体の方針等を踏まえ、感染防止や熱中症等の事故防止対策を徹底した上での活動とすること。

(3) 感染予防対策

ア 当日の朝及び活動時の健康観察を徹底すること。

（健康観察カード等を活用すること）

イ 手洗い、咳エチケットを徹底すること。

ウ 飛沫・接触感染防止対策としてタオルの供用を避けること。

（例えば、バンダナ等の使用やこまめな洗顔等による飛沫・接触感染防止対策を講じること）

エ 練習内容として、対面や接触を避ける工夫をすること。

オ 大声での活動が考えられる場合は、マスク等の着用及び身体的距離を通常以上に確保すること。

カ 部室の使用については、原則として更衣及び用具の出し入れに限定するとともに、時間についても短時間の使用を徹底すること。

キ 用具等の共用は可能な限り避けること。ボール等を扱った際には、休憩時間ごとの手洗いを徹底すること。

ク 食事は、会話を控え適切な距離を確保すること。

ケ 活動終了後の手洗いと速やかな帰宅を徹底すること。

(4) 留意事項

ア 競技特性に応じた活動計画や内容について、管理職をはじめ、外部指導者や保護者と情報共有を行い、怪我等の事故防止を徹底すること。

イ **生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしないこと。**

ウ 練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守すること。

エ 万が一、新型コロナウイルス感染者が発生したり、熱中症など不測の事態が生じた場合には、適切かつ迅速に対応できるようにしておくこと。

オ その他の指導内容等について、本県の部活動の在り方に関する方針を遵守すること。

カ 実施にあたっては、障害の状況にも十分配慮すること。

◇令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

◇令和3年1月8日付け1838号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

15 学校公開

令和2年度については、外部からの来校者のある学校公開は中止を検討すること。令和3年度以降については、地域の感染状況等を踏まえて実施について検討すること。

16 就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

来年度の就学・転学・入学に係る説明会を計画する際には、参加者を次年度の就学等に関する者に限定し、複数回に分散するなど工夫により3密な状況が生じないようにする。また、参加者には事前の健康観察を依頼するなど感染症の予防に十分留意した上で実施し、就学等に必要な情報が本人及び保護者に対し適切に提供されるよう配慮する。また、他校や関係機関との情報共有等が必要な場合は、例えばテレビ会議システムなどのICTを活用するなどして情報連携に努める。

IV 進路指導（進学・就職）について（高等学校）

1 共通の留意点

【高校教育指導課②③】

- (1) 個別指導を行い生徒個々の進路実現に努めること。
登校できない生徒に対しても、個別指導によるきめ細かな進路指導を継続すること。
- (2) 「進路の手引き」等を活用し、個々に応じた丁寧な指導を行うこと。
- (3) 個別指導においては、「3つの密」を避けるよう留意すること。
- (4) インターネット環境のない家庭に対しては、コンピュータ室の使用ができるよう配慮すること。
- (5) 必要に応じてWeb会議システムを利用して面談等をする場合は、個人情報を保護する観点から適切に対応すること。

◇令和2年7月1日付け教高指第592号「適正な進路指導及び進路指導事務の徹底について（通知）」別添資料「進路指導に関する参考資料」参照

2 進学指導の留意点

【高校教育指導課②】

- (1) 各大学等の募集要項等により、入試日程や提出書類について、生徒の受験機会が失われることの無いよう、手続きの期日や手順を「調査書交付願」等を活用して、生徒・保護者と確認するなど、適切に指導すること。
- (2) 大学入学共通テストについては、実施要項や受験上の注意等を確認の上、大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策を踏まえ、適切に指導すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染者や無症状の濃厚接触者の受験について、各大学への連絡する必要が生じた場合に備え、体制や手順を整備し、生徒・保護者へ周知すること。
- (4) 今後、新たな情報が入り次第、速やかに各学校へ通知する。

◇令和2年7月1日付け教高指第601号『令和3年度大学入学者選抜実施要項』及び『令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱』について（通知）」

◇令和2年11月13日付け教高指第1495号「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインの一部改正について（通知）」

◇令和2年11月13日付け教高指第1510号「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について（通知）」

◇令和2年12月16日付け教高指第1723号「大学入学者選抜に臨む受験生の健康管理及び感染症対策について（依頼）」

◇令和2年12月21日付け事務連絡『「新型コロナウイルス感染防止のための注意事項」の公表について（通知）」

◇令和3年1月6日付け事務連絡「大学入学者選抜等に係る適正な進路指導事務の徹底について」

◇令和3年1月12日付け教高指第1842号「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストを受験する者の事前の健康観察等の徹底について（通知）」

3 就職指導の留意点

【高校教育指導課③】

(1) 求人票に係る指導の際には、厚生労働省「高卒就職情報 WEB 提供サービス」を積極的に活用すること。

なお、ID とパスワードの取扱いについては以下の点に留意すること。

ア 交付は生徒のみとする。

イ 交付した生徒のリストを作成すること。

ウ 生徒は保護者を含め他人に ID とパスワードを教えないこと。

(2) 就職試験において ICT を活用したオンライン面接を実施する場合は、原則として学校施設を利用し、会場や時間等について他の生徒と重複しないように個別の部屋を確保するなど、柔軟に対応すること。

(3) 就職内定取消のおそれがあった場合、速やかに各ハローワーク及び高校教育指導課に連絡すること。

(4) 就職未内定の生徒には、ハローワークと積極的に連携を図り、一人一人の状況に応じた丁寧な指導を行うこと。

(5) 関係機関から就職に関わる情報が入り次第、速やかに各学校に通知する。各学校においても、各企業等の訪問や採用に関する情報収集に努め、周知すること。

◇令和2年7月1日付け教高指第592号「適正な進路指導及び進路指導事務の徹底について（通知）」

◇令和2年9月7日付け事務連絡「令和3年3月高等学校卒業者の就職に係る『オンライン面接実施にあたってのお願い』リーフレットの送付及びオンライン面接実施にあたっての配慮事項について」

◇令和2年10月19日付け教高指第1294号「内定取消のおそれのある事例について（通知）」

◇令和2年10月19日付け事務連絡「就職差別のおそれのある事例について（通知）」

◇令和2年12月22日付け教高指第1760号「高等学校における就職未内定者生徒に対する支援について」

V 心のケア等に関することについて

1 心のケア

【生徒指導課】

(1) 児童生徒等の理解・心のケア

通常登校となり児童生徒等は、長期の臨時休業中から継続して、さまざまな不安やストレスを抱え、問題行動が顕在化している可能性がある。引き続き教職員が児童生徒等の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った指導を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活が送れるよう取り組むこと。

また、引き続きオンラインツールを効果的に活用するなど、児童生徒等の悩みや相談に対して継続した支援を行うこと。

・「オンラインを活用した教育相談について～今後の臨時休業に備え、さらなる教育相談体制の充実を～」(リーフレット)

(2) 自殺予防への取組

コロナ禍における未曾有の状況下で、児童生徒等の心理的な不安は今後も継続していくことが予測される。そのような中で、心理的な不安から自殺者が増加するような状況は避けなければならない。

児童生徒等が自殺を考える原因は学校生活だけではなく、先の見えにくい状況のなか、将来に対する心理的な不安、さらに家庭問題や異性問題など、様々な要因が存在すると考えられる。児童生徒等一人一人の状況を把握するとともに、日頃から校内における相談体制や教職員相互での情報共有体制の構築、家庭との協力により、連携した児童生徒等の見守りがさらに重要になる。

配慮を要する児童生徒等を再確認の上、校内組織体制を整備するとともに、引き続き、学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて児童生徒等の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行うこと。

(3) 児童生徒等の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図りつつ、児童生徒等を理解し、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について改めて確認すること。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒等が、再び不登校等になることもあるため、当該児童生徒等の家庭との連携を図り、登校時の受け入れ体制を再確認すること。

なお、不登校等児童生徒等への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて確認のうえ、適切に対応するとともに、児童生徒の状況把握及び学校復帰に向けた支援においては、オンラインツールを効果的に活用するなどして、継続的に行うこと。

(4) 相談窓口

児童生徒等は、長期の臨時休業中から継続してさまざまな不安・ストレスを抱えていることが懸念される。**児童生徒等が学校や保護者に直接相談しづらい悩みや不安もあることから**、学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒等の心のケアに配慮すること。

- ・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」（リーフレット）
～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～
- ・困ったときの相談窓口（県HP）
(URL) <https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html>
- ・SNS教育相談（埼玉県教育委員会）
(URL) <https://lin.ee/03SvfNZx>

- ◇令和2年5月22日付け教生指第75-2号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を確認し、資料等を参照
- ◇令和2年5月28日付け教生指第93号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」
- ◇令和2年6月25日付け教生指第138号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ◇令和2年8月18日付け教生指第233号「令和2年度自殺予防週間の実施について（通知）」
- ◇令和2年8月27日付け事務連絡「生徒の自殺予防に係る取組について」
- ◇令和2年9月24日付け教生指第290号「オンラインを活用した教育相談について（通知）」
- ◇令和2年10月23日付け教生指第351号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ◇令和2年12月7日付け教生指第448号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ◇令和2年12月10日付け教生指第461号「児童生徒のメンタルヘルス」の理解のための講義動画の配信について（通知）」

2 陽性者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ【生徒指導課・人権教育課①】

(1) 陽性者等に対する偏見や差別、いじめ

陽性者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することは、児童生徒等のプライバシーへの配慮を欠く行為である。また、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。

各学校においては、令和2年8月28日付け教人第99号「新型コロナウイルス

ス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージの配布について」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒の発達の段階に応じて適切に指導する。偏見や差別に対する児童生徒の認識等、クラスの実態を踏まえ、必要に応じて道徳や特別活動、ホームルーム活動の一部を利用し、人権感覚育成プログラム（県のHPでダウンロード可能）等を活用した指導の充実をとおして、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることがないよう取り組むこと。

<活用いただきたい人権感覚育成プログラムのページの例>

- ・ 人権感覚育成プログラム（学校教育編）P. 103～P. 108 「シールで仲間」
 - ・ 同 P. 145～P. 152 「少数派の気持ちは？」
 - ・ 人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集 P. 222～P. 227 「安心クラスをつくろう」
- ※ それぞれのプログラムを活用するにあたり、「偏見や差別」というねらいを明確にして実践することが重要である。

新型コロナウイルス感染症の再拡大により身近な場所での感染の話を知ると、自分の周囲の人の感染を疑うようになってくることもある。自分も感染させられるかもしれないと不安が生まれ、人間が生き延びようとする自己防衛本能から他者への攻撃が始まることもある。これが偏見や差別につながる。

人権感覚を身に付け、人権への配慮や態度が行動に現れるよう人権教育の充実に努めること。

また、いじめが発生した場合には法に則った適切な対応が必要となる。教職員相互の協力のもと、速やかに組織として対応し、教職員個人で問題を抱え込むことがないようにすること。

◇令和2年8月28日付け教人第99号「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージの配布について」

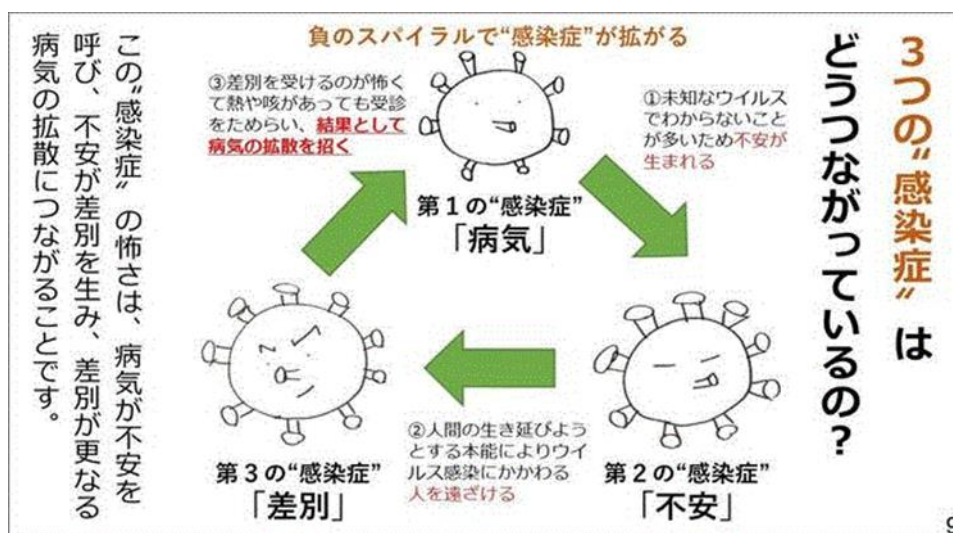
(2) SNS上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼すること。

◇令和2年5月22日付け教生指第75-2号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を参照し、内容の確認をする

◇令和2年5月28日付け教生指第93号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」

※ 日本赤十字社が発行している「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を参考にする。日本赤十字社のホームページでは20枚のスライドで「この感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることを示している。



出典：「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」
 (日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部 発行 2020年3月26日 初版)

※ 新型コロナウイルスに関連した差別や中傷を防ぐための啓発動画などを活用することも考えられる。詳しくは、文部科学省HP「新型コロナウイルス “差別・偏見をなくそう” プロジェクト」を確認されたい。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html

3 児童虐待への対応

【人権教育課②】

児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合には、人権教育課（企画・児童虐待対応支援担当）まで報告・相談するとともに、事案の内容を鑑みて児童相談所等とも連携した迅速な対応をすること。

◇令和2年4月13日付け教人第6号「児童虐待に係る通告・通報の報告について（通知）」を参照

VI 教職員の勤務・サービス、健康管理について

1 教職員の勤務・サービス

【県立学校人事課】

次の通知を踏まえ、適切に対応すること。

- ◇令和2年3月4日付け教県第1042-1号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」
- ◇令和2年4月6日付け教県第29号「職員の体調不良時の対応の周知徹底について（通知）」
- ◇令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員のサービス等について（通知）」
- ◇令和2年5月27日付け教県第133-1号「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」
- ◇令和2年5月29日付け教県第153-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」
- ◇令和2年6月2日付け教県第190-1号「新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- ◇令和2年6月5日付け事務連絡「不祥事防止チェックリスト（教職員用）」
- ◇令和2年10月27日付け教県第486-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」
- ◇令和2年12月23日付け教県第693号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」
- ◇令和2年12月25日付け教県第689-1号「『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』及び『学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則』の運用について（通知）」
- ◇令和3年1月8日付け教県第717号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」
- ◇令和3年1月8日付け教県第722号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う教職員のサービス等の留意点について（通知）」

※ 既に不要となった通知については、この一覧から削除している。

2 教職員の健康管理

【福利課・県立学校人事課】

- (1) 朝夕の体温測定をするなど教職員の体調変化に注意し、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤するよう指導すること。
- (2) 体調不良時の対応
 - ア 風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）で体調不良の場合は、出勤の自粛を徹底させること。また、服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬がない状態で2日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡させること。

イ 風邪症状のある親族等と同居又は長時間の接触があった場合は、出勤を自粛させること。また、朝夕の体温測定をするなど自身の体調変化に注意し、風邪症状等がないことを確認してから出勤させること。

◇令和2年3月6日付け教県第1051-1号、1051-2号「職員の体調不良時の対応の徹底について（通知）」を参照

ウ 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避け、速やかに帰宅すること。

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問5を参照

(3) 心身の健康に関する相談がある場合には、福利課の保健師健康相談が活用できることを周知すること。

Ⅶ 家計が急変した世帯への就学支援について【財務課】

就業条件の変化等により家計が急変した場合、申請により支援（入学料及び授業料の減免、埼玉県高等学校等奨学金、奨学のための給付金）を受けることが可能であるため、保護者へ十分周知すること。

※ 各種支援制度の相談窓口（保護者向け） 048-822-5670

Ⅷ 陽性者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について

【保健体育課①】

1 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

令和2年5月22日付け教保体第251号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について（令和2年5月22日）（通知）」を参照の上、適切かつ迅速に対応すること。

2 臨時休業を検討する際の判断要件

学校保健安全法第二十条により、感染症の予防上必要があるときの臨時の全部又は一部の休業は、設置者が行うことになる。その際、県では以下の要件を踏まえ、判断する。

- (1) 陽性者の学校内における活動の態様
- (2) 接触者の多寡
- (3) 地域における感染拡大の状況
- (4) 感染経路の明否 等

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5) P61-P65 参照

3 濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

児童生徒及び教職員の同居の家族の中に陽性者がいるなど、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、感染の有無が明らかになる又は、保健所から指示のあった健康観察期間が終了するまでの間、休ませる。

4 学校保健安全法第19条に基づく出席停止を行った際の報告区分

○児童生徒が出席停止となった場合は、以下の表を参考にする。

事由	出席停止報告の区分
児童生徒自身が感染	新型コロナウイルス感染症
児童生徒自身が濃厚接触者	新型コロナウイルス濃厚接触者
児童生徒自身が風邪症状等による登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
家庭内に体調不良者がいる場合の登校自粛	

※「保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合」については、3～4ページを参照すること。

1 基本的事項

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の対応についての基本的な事項を定める。

なお、学校の臨時休業については、①新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）③学校保健安全法に基づく休業があるが、ここでは感染症法及び学校保健安全法による対応を定めることとする。

2 児童生徒の出席停止等

児童生徒の感染が判明した場合又は陽性者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止措置を取る。また、教職員の場合には、出勤不可とし、服務については、41 ページ記載の各種通知を参照する。

児童生徒の出席停止期間については、保健所等の助言を踏まえ、教育局（保健体育課）と連携を図った上で校長が適切に判断する。

なお、児童生徒がPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

3 学校の臨時休業

児童生徒や教職員（以下、「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、以下の4点を踏まえ、保健所等からの助言、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を判断する。

- ① 学校内における活動の態様
- ② 接触者の多寡
- ③ 地域の感染拡大の状況
- ④ 感染経路の明否

なお、保健所による調査の結果、感染症法上の対応が適切と判断された場合には、感染症法に基づく対応に移行する。

◇ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5)第4章「感染が広がった場合における対応について 3. 臨時休業の判断について」を参照

※ 衛生管理マニュアル Ver.4 までは、陽性者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応が示されていたが、衛生管理マニュアル Ver.5 では、直ちに臨時休業を行うのではなく、教育活動は継続し、陽性者及び感染リスクの高い児童生徒・教職員の出席停止や出勤自粛を指示する。

なお、学校内で感染が広がっている可能性が高いと保健所や県教育局が判断した場合は、県教育局が保健所・学校医等との助言を踏まえ臨時休業を判断する。

4 臨時休業から休業解除までの対応手順

プロセス1 PCR検査等対象となった場合の対応

- ・当該児童生徒等については、出席停止又は出勤停止とする。
- ・学校において濃厚接触者に係る状況を確認し、教育局（保健体育課）に電話で報告する。（PCR受検者が濃厚接触者でない場合、電話連絡は不要。）
- ・保健所等との連携を図る。
（特に重要な確認項目）
- ・症状を呈した2日前からの学校内外での活動状況、家族構成等
- ・症状を呈した2日前からの接触者と接触状況

プロセス2 感染が確認された場合の対応

- ・学校の全部を臨時休業とする。ただし、児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。（現在は、上記3を参考に臨時休業の判断を行うこととしている。）

保健所による調査・濃厚接触者の特定

- ・保健所による調査が行われ、濃厚接触者（児童生徒等）の特定がなされる。
- ・その結果により、①濃厚接触者がいる場合（プロセス3-1）②濃厚接触者がいない場合（プロセス3-2）③濃厚接触者がいないが、複数の陽性者が確認された場合や陽性者の感染経路が不明な場合（プロセス3-3）に分類される。

プロセス3-1 濃厚接触者がいる場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいると判断された場合には、濃厚接触者に対しPCR検査等が実施され、陽性又は陰性の判断がなされる。

プロセス3-1-1 濃厚接触者が陽性の場合の対応

- ・PCR検査等の結果、濃厚接触者が陽性と判断された場合には、プロセス2以降に戻りその者からの濃厚接触者の有無を特定する。

プロセス3-1-2 濃厚接触者が陰性の場合の対応

- ・PCR検査等の結果、陰性の場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-2 濃厚接触者がいない場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断された場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-3 濃厚接触者がいないが、複数の感染者が確認された場合や陽性者の感染経路が不明な場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断されたものの、複数の陽性者が確認された場合や感染経路が不明な場合には、保健所等からの助言・指示事項、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を決定する。

プロセス4 臨時休業の解除

- ・陽性者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、検査の結果全員陰性となった場合は、臨時休業を解除する。

◇令和2年6月15日付け教保体第330号「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の考え方について」参照

◇令和2年9月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る通知の一部修正について（通知）」

5 保護者への事前の周知

児童生徒の出席停止措置について、又は学校が臨時休業となる場合があることについて、事前に保護者に周知しておくこと。

併せて、児童生徒や家族が罹患した場合又は児童生徒が濃厚接触者となった場合には、速やかに学校への連絡をお願いしておくこと。

なお、周知する主な内容は、以下のとおり。

(1) 出席停止

ア 以下の場合、出席停止措置をする場合がある。

(ア) 児童生徒が陽性者となったとき。

(イ) 児童生徒が陽性者の濃厚接触者に特定されたとき。

(ウ) 児童生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。

(エ) 家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

イ 出席停止の解除について

保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

(2) 臨時休業

児童生徒や教職員が陽性者となったとき、臨時休業となることがある。

(3) 個人情報の取り扱い

陽性者に関する情報は、お知らせしない。

臨時休業から休業解除までの対応手順



担当一覧

【保健体育課】

- ① 担当 健康教育・学校安全担当
電話 048-830-6963
- ② 担当 学校体育担当
電話 048-830-6947

【高校教育指導課】

- ① 担当 教育課程担当
電話 048-830-7391
- ② 担当 学びの改革担当
電話 048-830-6773
- ③ 担当 産業教育・キャリア教育担当
電話 048-830-6772

【特別支援教育課】

- 担当 特別支援学校教育指導担当
電話 048-830-6886

【県立学校人事課】

- 担当 学事担当
電話 048-830-6735

【生徒指導課】

- 担当 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
電話 048-830-6908

【人権教育課】

- ① 担当 人権教育担当
電話 048-830-6892
- ② 担当 企画・児童虐待対応支援担当
電話 048-830-6786

【福利課】

- 担当 健康づくり・メンタルヘルス担当
電話 048-830-6971

【財務課】

- 担当 授業料・奨学金担当
電話 048-830-6652